

海上自衛隊仕様書			
物品番号等		仕様書番号	ZDP-N-X0013-8
名称	航空武器等用国産部品 調達共通仕様書	防衛大臣承認年月日	—
		作成年月日	平成15年5月23日
		改正年月日	令和5年4月27日
		航空補給処航空機部航空武器整備課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊の航空武器等に使用する国産部品の調達について適用する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語の定義は、引用文書等に定めるもののほか、次による。

航空武器等

搭載電子機器，武装機器，基地用航空武器及び陸上装備品等をいう。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほか、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、契約後、引用文書等に改正があった場合には、その適用について契約担当官等と協議するものとする。

なお、関連文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

1) 規格

JIS Z 0150 包装—包装貨物の荷扱い指示マーク

2) 仕様書

DSP Z 9008B 品質管理等共通仕様書

MHP-V-51028 航空機部品（国産）共通仕様書

MHP-V-62010 航空機部品包装共通仕様書

MRS-G-00013 機器構成品識別資料作成共通仕様書

ZDS-R-X0001 航空機用機器の外注整備共通仕様書

ZDS-J-X0009 搭載航空武器修理共通仕様書

3) 法令等

海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達第4号。27.3.10）

海上自衛隊契約規則の実施に関する細部（海幕経第183号。27.3.18）

海上自衛隊において調達する調達品等の標準監督・完成検査実施要領等（海幕経第2559号。9.5.30）

航空機用機器等に係る初回試験等処理要領（補本航整第1200号。14.8.9）

航空機用機器等に係る初回試験細部処理要領（補本航整第1201号。14.8.9）

海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号。18.12.27）

航空補給処（下総支処を除く。）監督検査事務処理手続（空補処契第143号。28.

3. 7)

4) 技術資料

海上自衛隊航空機部品保管期限表

b) 関連文書

航空機等整備基準（海幕装備第5622号。10. 12. 8）

陸上装備品等整備基準（海幕装備第2752号。26. 3. 26）

基地用航空武器等整備基準（海幕航空第193号。30. 4. 13）

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、**MHP-V-51028**を満足するものでなければならない。

2.2 構造，形状，寸法，材料及び性能

構造，形状，寸法，材料及び性能は，仕様及び製造図面等に記載されたすべての要求事項を満足するものとする。

2.3 製品の表示

製品の表示は，原則として次の事項を製品の表面に容易に消えない方法で明瞭に表示する。詳細については，**MHP-V-51028**の**2.3**による。

a) 物品番号

b) 部品番号

c) 品名

d) 製造年月日

2.4 エイジ・コントロール

エイジ・コントロールは，海上自衛隊航空機部品保管期限表及び**MHP-V-51028**の**2.2**を対象品目とする。

2.5 品質管理

品質管理は，**DSP Z 9008B**によるものとし，要求事項は，**DSP Z 9008B**の**表1**の適用区分**b**による。

2.6 機能試験

機能試験を要求されている品目については，当該製造仕様書によって機能試験を実施し当該試験に合格したものでなければならない。

3 品質保証

3.1 初回試験

初回試験を要求されている品目については，**MHP-V-51028**の**3.1**（初回試験）による。

なお，初回試験の事務処理については，**補本航整第1200号**及び**補本航整第1201号**による。

3.2 社内検査

社内検査は，この仕様書の**2項**及び**4項**の要求事項を満足することが確認できる検査等を実施し，その結果に基づき検査成績書（様式適宜）を作成する。

3.3 監督・検査

監督及び検査は、原則として**海幕経第2559号の別冊第3**（標準品質証拠監督・完成検査実施要領）によるものとする。ただし、監督については、**別冊第3**（標準品質証拠監督・完成検査実施要領）**2（2）** [品質証拠監督方式（第三者監査監督を適用する場合）]によるものとする。また、これにより難い場合は、別途指示するものとする。

3.4 第三者監査監督適用の一部変更・取消

第三者監査監督適用の一部変更及び取消を求める場合は、第三者監査監督（適用・一部変更・取消）届出書（**空補処契第143号，付紙様式第5**）（2部）を作成し、監督官の確認を得た後、契約担当官等に提出するものとする。

なお、一部変更及び取消の時期については、別途通知するものとする。

4 出荷条件

4.1 納入条件

納入する部品のうちエイジ・コントロールの対象品目は、**MHP-V-51028**の**4.1**によって、官の検査日からさかのぼって1年以内に製作されたものとする。

4.2 包装

包装は、**MHP-V-62010** レベルII，レベルCとする。ただし、これにより難い場合は、別途指示するものとする。

4.3 包装の表示

包装の表示は、**附属書A**による。

4.4 ストックタグ

ストックタグを個装等に貼付するものとする。

なお、エイジ・コントロールの対象品目は、海上自衛隊航空機部品保管期限表によって、ストックタグに処置記号を記入する。

4.5 検査証票

完成検査合格品は、**ZDS-R-X0001**の**4.2**によるものとする。

5 その他の指示

5.1 特記事項

特記事項は、別途指示するものとする。

5.2 提出書類

提出書類は、**海上自衛隊達第4号**及び**補本装補第2072号**によるほか、**表1**によるものとする。

表 1－提出書類

番号	書類名	提出部数	提出時期	提出先	様式
1	下請負承認申請書	3(1) ^{a)}	必要の都度、速やかに	監督官経由 契約担当官等	ZDS-J-X0009 附属書F
2	類別原資料	1	必要の都度、 納入期限の 1か月前	補給本部	MRS-G-00013 による。
3	検査成績書	1	完成検査時	検査官	様式適宜
4	検査等申請書	3	完成検査前 までに	監督官経由 契約担当官等	海幕経第183号 書式第22
5	納品書	6(1) ^{a)}	部品納品時	分任物品管理 官	補本装補第2072号 海補3021様式
6	第三者監査監（適用・一部更・取消）届出書	2	必要の都度、速やかに	監督官経由 契約担当官等	空補処契第143号、 付紙様式第5
注 ^{a)} （ ）内の数字は会社控え					

5.3 下請負

製造の一部を下請け工場で実施する場合は、**ZDS-J-X0009（附属書F）**の下請負承認申請書により監督官の確認を得た後、承認を得るものとする。

5.4 コンプライアンスの遵守

下請負者等を使用する場合は、コンプライアンス意識の徹底及び遵守を図るものとする。

5.5 承認用図面

承認用図面の提出を要求されている品目については、**MHP-V-51028の5.5**による。

5.6 類別原資料

類別原資料の提出を要求されている品目については、**MRS-G-00013**によって類別原資料を作成し、納入期限の1か月前までに補給本部に提出して審査を受けるものとする。

5.7 安全管理

契約相手方は、別途指定する危険物（火薬類、放射性同位元素類、毒物劇毒物）及び高压ガス取扱い並びに公害の発生する恐れのある品目の取扱いについて、法で定められたものは、法に基づき、その他のものは規格等に基づき、適切に安全管理を実施しなければならない。

5.8 疑義事項

この仕様書において疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

附属書 A
(規定)
包装の表示作成要領

A.1 適用範囲

この作成要領は、航空武器等用部品の調達について、契約の相手方が作成する包装の表示について規定する。

A.2 実施要領

A.2.1 包装の表示

包装の表示は、表 A.1、表 A.2 及び表 A.3 により作成するものとする。

表 A.1—個装及び内装の表示

物品番号	
部品番号	
品名	
数量	
機器名	
製造番号	
製造年月日	
製造者名	

表 A.2—外装の表示

契約件名	
調達要求番号	
契約番号	
物品番号	
数量	
契約者名	
総重量	
総容積	

注記 1 物品番号、部品番号及び品名は、仕様書と同一とする。

2 契約件名は、契約書における件名と同一とする。

3 外装の表示は、多品種同一梱包する場合には、物品番号及び数量を省略する。ただし、その場合には**表 A.3**を封入するものとする。

表 A.3—内容明細書

内容明細書

契約件名

調達要求番号

契約番号

総数量

元号 年 月 日

契約業者名

番号	物品番号	部品番号	品名	数量	備考

A.2.2 取扱いの表示

取扱いの表示は次によるものとする。

- a) モジュールを包装する場合は、個装及び外装の表面に“**モジュール取扱注意**”と朱書きするものとする。
- b) 静電気障害防止の包装をする場合は、個装及び外装の表面に**MHP-V-62010**

に基づき、“**静電気等警告マーク**”を表示するものとする。

- c) 包装貨物の荷扱い指示マークは、外装の表面に**J I S Z 0 1 5 0**に基づき、必要な事項を表示するものとする。
- d) その他取扱上又は保管上に必要な注意事項を個装及び外装の表面に表示するものとする。